

⑥経済面の支援



子どもは元気に育ててほしいものですが、病気にかかりやすいものです。それに伴う医療費の負担を軽減するために助成を行っています。また、子どもを健やかに育てるには、家庭の生活安定が必要不可欠です。その一助として、経済的な支援を行っています。

児童手当

0歳から中学校修了(15歳到達後、最初の3月31日)までの児童を養育している人を対象に、国の制度に基づき手当を支給します。

| 新規申請 | 出生時・転入時・主たる養育者の変更時など ※公務員の人は勤務先で申請を行います。 | | |
|----------|---|---------|---------|
| 現況届 | 6月(手続きが必要な方へ書類を郵送します。) | | |
| 持参する物 | 主たる養育者の健康保険証・主たる養育者名義の預金通帳など ※その他の書類が必要な場合があります。 | | |
| 支給時期 | 年3回 (2月・6月・10月に、それぞれ前月分までを口座振込) | | |
| 手当額 ※ | 区分 | | 支給月額 |
| | 3歳未満 | 一律 | 15,000円 |
| | 3歳～ 小学校修了前 | 第1、2子 | 10,000円 |
| | | 第3子以降 | 15,000円 |
| 中学生 | 一律 | 10,000円 | |

※所得が限度額以上の人の手当額は、児童の年齢に関係なく、児童ひとりにつき一律5,000円(月額)を支給します。

■ 問い合わせ先 ■
子育て支援課 ☎ 0848-67-6045

乳幼児等医療費助成

中学校卒業まで(15歳到達後、最初の3月31日まで)の子どもを対象に、医療機関ごとに1日500円(入院は月14日以内、通院は月4日以内、それ以降は無料)を超える保険診療分の医療費を助成しています。(所得制限があります。)



| | |
|-------|---|
| 新規申請 | 出生時・転入時など |
| 持参する物 | 子どもの健康保険証 ※保護者の所得などが三原市の公簿で確認できない場合は、所得調査についての同意書を提出いただく場合があります。 |

| | |
|-------|--|
| 更新手続き | 原則不要です。該当の方には、有効期限終了月(子どもの誕生日、小学校入学時)の月末に、新しい受給者証をお送りします。 ※手続きが必要な方には、個別に案内をお送りしますので、必要な手続きをしてください。 |
| 償還払 | 県外の医療機関で受診したときなど乳幼児等医療費助成を受けずに支払った、助成対象となる医療費は、申請により払い戻しを受けることができます。(保険診療外の費用および自己負担金は払い戻しできません) 子育て支援課・各支所地域振興課の窓口で手続きしてください。 〈持参する物〉 保険診療医療費の領収書、乳幼児等医療費受給者証、子どもの健康保険証、保護者の預金通帳等 〈備考〉 ●保険証を提示せず受診した場合や、高額療養費の対象となる場合、健康保険の適用となる治療用装具を購入した場合は、事前に加入している健康保険での手続きが必要です。 ●受診した日から同月内であれば医療機関窓口で払い戻しが可能な場合があります。(詳しくは医療機関へお問い合わせください。) |

■ 問い合わせ先 ■
子育て支援課 ☎ 0848-67-6045

未熟児養育医療

生まれたときに体重が2,000g以下、または対象となる症状のある赤ちゃんが、指定された医療機関で入院治療を受けた場合、医療費が助成されます。世帯の所得税額等に応じ、医療費の一部は自己負担となります。

| | |
|------|--|
| 対象 | 出生時の体重が2,000g以下、または一定の症状に該当し、医師が入院養育を必要と認めた赤ちゃん |
| 必要な物 | 養育(未熟児)医療給付申請書(世帯調書の記入欄もあります。)、養育医療意見書(指定養育医療機関の主治医が記入するものです。)、所得税額を証明するもの(世帯構成員全員の証明が必要です。)、印鑑、お子さんの健康保険証、世帯構成員全員のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、本人確認ができる運転免許証など |
| 受付時間 | 平日 月～金曜 8:30～17:15 (土・日曜日・祝日は受付できません。) |
| 備考 | 詳しくは、保健福祉課へお問い合わせください。 |

■ 問い合わせ先 ■
保健福祉課 ☎ 0848-67-6234



小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成されます。

| | |
|------------|--|
| 対象者 | 原則として18歳未満の児童(18歳到達時点で対象となっており、引き続き治療が必要と認められた場合は20歳未満まで認められます。) |
| 対象疾病及び認定基準 | 小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご覧ください。 |

■ 問い合わせ先 ■

広島県東部保健所保健課 ☎ 0848-25-2011 (代表)

※広島県ホームページ(健康対策課-小児慢性特定疾病医療費助成制度について)にも掲載されていますのでご参照ください。

自立支援医療(育成医療)

指定された医療機関で治療を受ける場合、市県民税の課税額等に応じ、医療費の一部が支給されます。

| | |
|-------|--|
| 対象 | 18歳未満の児童で、身体に障害がある、または放置すると将来障害を残すと認められ、手術などで改善が見込まれる方 |
| 問い合わせ | 詳しくは、社会福祉課へお問い合わせください。 |

■ 問い合わせ先 ■

社会福祉課 ☎ 0848-67-6060

チャイルドシート購入費の助成

申請日において6歳未満の児童を養育している人(チャイルドシート購入日から申請日まで引き続き三原市に住所を有する方)に、チャイルドシートの購入費を助成します。(最高5,000円、児童1人につき1回限り)

| | |
|-------|----------------------------|
| 申請期限 | 購入日から1年以内 ※出産前の申請はできません |
| 持参する物 | 品名・購入日記載の領収書・印かん・保護者の預金通帳 |

■ 問い合わせ先 ■

子育て支援課 ☎ 0848-67-6045

交通遺児激励金制度

交通事故により保護者を失った交通遺児に対し、心身の健全な育成を図ることを目的とし、交通遺児激励金を支給します。

| | |
|------|--|
| 対象 | 交通事故により保護者(親権を行う者、後見人その他の者であって、児童を現に監護し、原則として児童と同居している者)を失った乳幼児及び義務教育を終了していない児童又は生徒 |
| 激励金 | 交通遺児1人につき100,000円(1回限り) |
| 支給方法 | 次の①~④に該当するいずれかの時期に支給します。(※申請手続きが必要です) <支給時期> ①交通遺児になった年度 ②交通遺児になった翌年度 ③小学校・中学校入学年度 ④中学校卒業年度 |

■ 問い合わせ先 ■

子育て支援課 ☎ 0848-67-6045

(私立・国立幼稚園の) 就園援助事業

- 令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化制度開始により、保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園の入園料・授業料を上限の範囲内で一律に給付しています。
- 申請案内は、各幼稚園を通じて保護者へお知らせしています。

■ 問い合わせ先 ■

教育振興課 ☎ 0848-67-6151

就学援助

小学校入学予定または小中学校に通う、経済的に困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な費用の一部を援助します。

■ 問い合わせ先 ■

学校教育課 ☎ 0848-67-6154



奨学金を受けたいとき

高等学校または高等専門学校に進学をされる人、または在学中の人を対象にした奨学金制度があります。

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 募集時期 | 定期 毎年1月下旬~2月上旬頃 ※相談は随時行なっています。 |
| 募集人数 | 若干名 |
| 問い合わせ | 詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。 |

■ 問い合わせ先 ■

学校教育課 ☎ 0848-67-6154

もやすごみ指定袋の減免措置

2歳未満の乳幼児を養育している方に、申請により、乳幼児1人につき一定枚数のもやすごみ指定袋を交付します(申請は1回限り)。

| | |
|--------|---|
| 対象 | 2歳未満の乳幼児を養育している人 |
| 要件 | ①住民登録をしている ②在宅である |
| 申請の時期 | 出生時、転入時 |
| 申請方法 | 母子健康手帳、印鑑、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参し、申請書を受付場所へ提出してください。 ※できるだけ持ち帰り用の袋(マイバック)をご持参ください。 |
| 受付場所 | 市民課(出生届提出時と同時申請の場合) 生活環境課及び各支所地域振興課 |
| 受付時間 | 月~金曜日 8:30~17:15 (土・日曜日・祝日は受付できません) |
| お問い合わせ | 詳しくは、生活環境課へお問い合わせください。 |

■ 問い合わせ先 ■

生活環境課 ☎ 0848-67-6168